

平成31年4月22日

阿賀野市議会議長 風 間 輝 榮 様

産業建設常任委員会長 浅 間 信 一

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、平成31年第1回議会定例会において議決を経た、閉会中の所管事務調査を下記のとおり行ったので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事項 (1) 有害鳥獣対策について
(2) ため池の現状について
- 2 調査期日 平成31年4月22日(月)午前9時30分
- 3 調査経過

平成31年4月22日、逢坂産業建設部長、石原政策監、田邊農林課長、相馬商工観光課長、関公園管理事務所長、鈴木上下水道局長、佐藤農業委員会事務局長並びに担当職員の出席を求めて本委員会を開催し、調査事項について担当課長から説明をうけるとともに現地調査を行い、質疑、意見集約を行いました。

視察では、市内のため池2カ所、イノシシ罠設置場所の現状の調査を行いました。

4 調査結果

(1) 有害鳥獣対策について (イノシシ被害の現地視察)

現地確認は、案内と立ち合いのため、阿賀野市鳥獣被害対策実施隊の五十嵐義雄様と山口文男様より、獣道の見つけ方、罠の仕掛け方等を現地にて説明を受けました。その際、イノシシは嗅覚が優れており人間の臭いに敏感なため、仕掛けた罠に近づかないよう注意を受けました。罠にかかったイノシシは逃げようとして、必死になっているため、十分に安全を確保し捕獲しているとのことでした。

市では、阿賀野市鳥獣被害防止計画を策定し、その施策を適切に実施するため、阿賀野市鳥獣被害対策実施隊を設置しており、現在 70 名の方を任命しています。イノシシ被害の削減と人身被害を未然に防ぐために、行政、実施隊、被害集落が一体となって対策を行うように進めています。

捕獲頭数と被害額は、阿賀野市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲として平成 30 年度は前年度より 13 頭多い 17 頭捕獲しています。また平成 30 年度の被害金額につきましては前年度より 12 万 6 千円少ない 16 万 3 千円であり、農業共済組合、J A 及び被害農家からの聞き取りで把握したものです。なお自家消費用に栽培する作物については農林水産省の野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領に基づき調査対象から除外してあります。阿賀野市鳥獣被害対策実施隊の平成 30 年度の具体的な活動状況は、有害捕獲許可を得たうえで、実施隊による罾や銃での捕獲活動を行ったほか、2 月 3 日には一斉捕獲追い上げ活動を実施しました。被害集落に対する取組みとしては専門家を講師に招いてイノシシ対策勉強会を開催したほか、集落全体で獣を寄せ付けない環境整備に取り組むための集落環境診断を大日、村杉集落で実施しました。また広報あがの 3 月号にイノシシの特集を掲載し市内の実態や被害集落の取組みを紹介し啓発を行いました。電気柵設置の概算経費は農地 10a あたりに張ることとした場合、外周が約 150 メートルとなり、メートル当たりの単価を 205 円、二段張りで算定すると 6 万 1,500 円となっています。

イノシシの出没地域は、平成 29 年度または平成 30 年度の両年度の目撃及び痕跡は、折居、女堂、勝屋、村杉、大日、赤松山、野中、六野瀬地区で、情報が寄せられているとのことでした。捕獲頭数は、平成 29 年度は 4 頭、平成 30 年度が 17 頭でした。イノシシ被害は鳥獣被害対策実施隊の罾や銃器による捕獲だけで防げるものではなく、農業者や住民がやぶをきれいにして隠れ場所をなくす、また農作物残渣を投げておかないなどの地域ぐるみでイノシシを寄せ付けない取組みが重要かつ効果的であるので、今後も集落へ学習会の開催などを呼びかけ、地域を上げて被害対策の取組みへの誘導を図っていくとのことでした。

担当課に寄せられた目撃及び痕跡情報は、平成 29 年度 9 件、30 年度 25 件の計 34 件で、すべての件数が報告されているわけではないと思われ、年々頭数は増加しているため、市としてさらなる対策が必要と考えます。

(2) ため池の現状について

県の農業用ため池台帳に登載されている本市の農業用ため池は 10 箇所。内訳は安田地区 2 カ所、笹神地区 8 カ所であります。

阿賀野市農業用ため池一覧表

【平成31年 4月22日 産業建設常任委員会 資料】

(県新発田農村整備部より資料提供)

No.	名称		所在地	管理者名称	所有者	築造年代	かんがい受益面積	堤高	満水面積	総貯水量	
①	山谷堤	やまやつつみ	久保	久保区長	不明	明治時代	1.0ha	3.8m	1.7ha	13,000m ³	
②	赤坂堤	あかさかつつみ	六野瀬2428-1	六野瀬区長	不明	明治時代	7.0ha	2.5m	1.1ha	7,000m ³	
③	二本松堤	にほんまつつつみ	(貝喰:かいばみ)	貝喰	福井農家組合長	不明	明治時代	17.2ha	3.2m	1.4ha	28,000m ³
④	宮下	みやのした	宮下	宮下区長	不明	大正時代	2.6ha	1.4m	0.2ha	3,000m ³	
⑤	山崎	やまさき	山崎	山崎区長	不明	大正時代	5.9ha	2.7m	0.2ha	3,000m ³	
⑥	笹岡	ささおか	下山屋字清見寺12-4	下山屋江ノ堤生産組合長	不明	明治時代	2.0ha	3.3m	0.7ha	9,000m ³	
⑦	小栗山	こぐりやま	小栗山字柄目木494-35,494-36	阿賀野川土地改良区	阿賀野川土地改良区	昭和時代	0.8ha	4.0m	0.1ha	4,000m ³	
⑧	村岡大堤	むらおかおおつつみ	(村岡1号) 村岡1360,1361	村岡区長	村岡集落、徳昌寺	明治時代	2.1ha	1.2m	0.8ha	10,000m ³	
⑨	村岡2号	むらおかにごう	村岡	村岡区長	不明	明治時代	1.3ha	3.1m	0.2ha	5,000m ³	
⑩	蓮堤	はすつつみ	(じゅんさい池)	村岡1388,1389	村岡区長	村岡集落	明治時代	2.1ha	0.5m	0.4ha	5,000m ³

管理の状況は、小栗山が阿賀野川土地改良区の管理となっており、そのほかの9箇所については資料の、農業用ため池一覧の「管理者名称」から地元自治会、農家組合で管理しており、市の所有はありません。土地改良区によると、ため池は農業用水のほか地域の調整池としての役割も果たしているとのこと。ため池の防災対策については昨年7月西日本豪雨でため池が決壊し土石流などの被害が発生したことを踏まえ、国では今国会で「農業用ため池管理保全法案」を全会一致で可決成立しました。この法案ではため池の所有者に対し都道府県への届出を義務付け、都道府県は決壊したときに被害が大きいと思われるため池を指定し必要な防災工事実施を命じる措置や、ため池の維持管理が適正に行われるよう所有者が不明なため池については市町村が管理権を取得できるようにすることなどが盛り込まれています。市としては新潟県と相互に連携をはかりながらこの法律に基づく施策を講ずるよう努めてゆくとのことですので、今後、市による管理体制を注視していきたいと思えます。視察した2カ所のため池は平地のため池であり破堤する恐れなどは見受けられませんでした。用水として利用されている農家は従来どおりに使用されていました。また、今回現地視察を行わなかった山中のため池も時をみながら視察を続けていきたいと思えます。今回はイノシシ関係で野中地区1カ所と、ため池は二本松堤と赤坂堤の2カ所を視察致しました。

以上、産業建設常任委員会の所管事務調査の委員会報告といたします。